

先日、一人暮らしの祖母の元に、個人情報などを訪ねる不審な電話があったと聞き、心配しています。祖母が消費者トラブルに遭わないよう、家族や周りの人が見守りをしたいのですが、何から始めたら良いか分かりません。

(20 歳代大学生)

悪質商法・詐欺などによる被害が後を絶ちません。中でも高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘や訪問販売による被害に遭いやすい傾向があります。

高齢者や障がい者、認知症などにより判断力が不十分となった方の場合、消費者被害の発見が遅れ、深刻な被害になりがちです。新たなトラブルに遭わないためには、自らが知識を蓄えることはもちろんですが、家族だけではなく地域全体で見守り、速やかに相談窓口につなぐことが何より大切です。

県消費生活センターには、「消費生活サポーター」というボランティア制度があります。一人暮らしの高齢者や子どもへの声かけ、地域で見聞きしたトラブル情報をセンターへ報告してもらうなど、できる範囲で無理のない活動をお願いしています。消費者問題に関心のある18歳以上であれば、どなたでも応募できます。

サポーターには、毎月タイムリーなトラブルの事例や手口などの情報を掲載した「消費生活センターニュース」や「注意喚起情報」、国民生活センター発行「見守り新鮮・子どもサポート情報」などをお届けします。読むだけで消費生活に関する知識が身につく、センターからの情報を基に家族や周りの人に声かけすることで、被害の未然防止・早期発見につなげることができます。

現在、20～80歳代までの約100人がサポーターとして活動をしています。問い合わせや申し込みは、県消費生活センター（023-630-3237）までお気軽にご連絡ください。